

境港管理組合告示第 19 号

平成 29 年度及び平成 30 年度において境港管理組合が締結する植栽管理及び除草作業業務（以下「植栽管理等業務」という。）の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その登録申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成 28 年 12 月 1 日

境港管理組合

管理者 平井伸治

1 対象業務

- (1) 境港管理組合が管理する緑地等の植栽管理業務
- (2) 境港管理組合が管理する緑地等の除草作業業務

2 入札参加資格要件

入札参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者に対し付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 1 の（1）に係る植栽管理業務を希望する者にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の建設業の許可（造園工事業に係るものに限る。以下、「建設業許可」という。）を受けている者であること。
- (3) 3 の（1）により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (4) 境港管理組合暴力団排除条例（平成 25 年条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）又は、暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人若しくは個人でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）並びに鳥取県又は島根県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。以下同じ。）に未納がないこと。個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税並びに鳥取県又は島根県の県税に未納がないこと。
- (7) 両県内に本店を有する者にあつては、労働保険料に未納がないこと。

3 申請手続

(1) 提出書類

入札に参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 平成 29・30 年度植栽管理等業務委託入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

- イ 1の(1)に係る植栽管理業務を希望する者にあつては、職員調書(様式第2号)当該調書に記載してある職員が常勤の職員であることの確認ができる書類及び当該職員が有する資格等を証する書面の写しを添付すること。
- ウ 1の(1)に係る植栽管理業務を希望する者にあつては、建設業許可の通知書の写し又は建設業許可の証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- エ 法人にあつては入札参加資格の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人にあつては入札参加資格の申請の日の属する年度の前年度に作成した貸借対照表及び損益計算書
- オ 次に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書(入札参加資格の申請前3月以内に発行されたものに限る。)の写し
- (ア) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(以下「9号書式」という。))その3の3)並びに鳥取県又は島根県の県税に係るもの
- (イ) 個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの(第9号書式その3の2)並びに鳥取県又は島根県の県税に係るもの
- カ 鳥取労働局又は島根労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書(入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。)
- キ 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書(入札参加資格の申請前3月以内に発行されたものに限る。)の写し
- ク 両県外に本店を有する者であつて入札の参加等の権限を委任する場合は、その旨の委任状(年間を通じて委任する場合に限る。)
- ケ 登録通知書返信用封筒(長形3号封筒に宛先を記入し82円切手を貼付すること。)

(2) 提出期間

平成28年12月1日(木)から平成31年2月28日(火)までの日(境港管理組合の休日を定める条例(平成元年境港管理組合条例第7号)に規定する境港管理組合の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、平成29年度初回発注分(平成29年4月1日以降に指名選定を行うものに限る。)の植栽管理等業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする場合は、平成29年2月28日(火)までに提出すること。

(3) 提出方法

(4)の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」という。)による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、平成31年2月28日(火)の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

境港管理組合総務課

(〒684-0004 鳥取県境港市大正町215 電話番号 0859-42-3705)

(5) 資格に係る変更届

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、平成 29・30 年度植栽管理等業務委託入札参加資格審査申請事項変更届（様式第 3 号）及び変更箇所を修正した（1）の書類（ただし、返信用封筒）を除く。）を速やかに提出すること。なお、職員調書（様式第 2 号）に記載した者を変更する場合は、当該者の雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の写しを併せて提出すること。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成 31 年 3 月 31 日（次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者が、2 に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった場合
管理者が当該事実を確認した日の前日
- (2) 平成 31 年度及び平成 32 年度の植栽管理等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成 31 年 2 月 1 日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して 60 日を経過した日